

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第418号)

平成17年10月27日

横 情 審 答 申 第 418 号

平 成 17 年 10 月 27 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年12月17日建中指第250号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「建築局中部建築事務所の森山浩係長が平成13年10月3日鶴見区馬場7
丁目○番の○○氏名義の2棟の違反建築物（名義変更後の○○、○○の建
物）の現場調査及び現場指導を行っているが、森山氏にその業務を命令し
た業務理由を記載した文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮
問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築局中部建築事務所の森山浩係長が平成13年10月3日鶴見区馬場7丁目○番の○○氏名義の2棟の違反建築物（名義変更後の○○、○○の建物）の現場調査及び現場指導を行っているが、森山氏にその業務を命令した業務理由を記載した文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「建築局中部建築事務所の森山浩係長が平成13年10月3日鶴見区馬場7丁目○番の○○氏名義の2棟の違反建築物（名義変更後の○○、○○の建物）の現場調査及び現場指導を行っているが、森山氏にその業務を命令した業務理由を記載した文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年9月21日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 現地調査等に係る業務について

要望、陳情等に基づく建築物に関する現地調査は、指摘内容の事実確認を目的として行う。

鶴見区馬場七丁目の2棟とその周辺の現地調査は、過去の建築確認処分に疑義があるとの情報に基づき、現地の状況を把握するために行っている。

調査した建築物が建築基準法に違反している場合には、建築局中部建築事務所（当時。現在は、まちづくり調整局中部建築事務所。以下「中部建築事務所」という。）が建築局建築指導部監査指導課（当時。現在は、まちづくり調整局建築監察部違反对策課）に報告し、この報告に基づき当該課が是正措置に関する行政手続を行うこととしている。

(2) 本件申立文書の不存在について

建築物等の調査は、上司の命令により立入検査証を有する職員が行う。

出張用件、出張先、交通手段等を市内出張命令簿に記載した後、職員が現場調査を行っている。

平成13年10月3日に建築局中部建築事務所建築審査課検査係長（当時。現在は、まちづくり調整局中部建築事務所建築審査課検査係長。以下「検査係長」という。）が鶴見区馬場七丁目の2棟周辺の現地調査については、市内出張命令簿が存在していたため、開示している。

その他の調査に関する行政文書は、中部建築事務所では作成していない。

したがって、本件申立文書は、中部建築事務所では保有していないため条例第10条第2項の規定に基づき、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申立人が鶴見区馬場七丁目の土地の2棟の違反建築物の行政措置を平成8年7月より当時の藤井建築主事に請求し、その後も藤井氏の後任の井上建築主事に行政措置を請求していた。

藤井氏は調査の結果、要望書を作成し、関係者に送付したが井上氏は藤井氏の要望書を無視して申立人に「違反建築物であっても建築基準法を運用するのは主事の権限である。」と明言し、違反建築物を長年にわたって放置し、不作為の違法行為を継続させていた。

- (2) 申立人は、井上氏の後任の中部建築事務所の杉山所長にも2棟の違反建築物の行政措置を請求していたために杉山氏が平成13年10月3日森山氏に2棟の違反建築物に関係する現場調査及び現場指導を行うように出張命令を行い、森山氏は、2棟の違反建築物が存在する馬場町に出張して現場調査及び現場指導を行い、現場の写真撮影を行っていた。申立人は平成14年10月に中部建築事務所の秋元課長及び伊藤係長から2棟の違反建築物に関連する鶴見区馬場七丁目の土地敷地の境界などを撮影した写真を見せてもらい、その後、情報公開請求により森山氏が撮影した写真の写しを入手した。
- (3) 仮に、2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導を命令した業務理由を記載した文書が存在しないのであれば、鶴見区馬場へ現場調査、現場指導の目的で出張し、その上、現場の写真撮影することなどありえない。

- (4) 2棟の建築物の建築確認に使用した専用通路は、昭和41年以降平成15年2月まで土地境界にはブロック・フェンス等が設置されていなかったのである。

2棟の建築物は、違反建築物であるので、昭和54年から昭和62年の間においても当時の建築主事に建築基準法第9条に基づく行政措置を請求していたが、その後、平成8年当時の藤井建築主事、平成11年当時の井上建築主事及び現在の杉山所長に2棟の建築物は、違反建築物であるので再三再四行政措置を請求していたので、市当局の中部建築事務所の森山係長が平成13年10月3日に2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導を行ったのである。

特に、森山氏が現場調査のみならず現場指導のために出張しているのであるから現場指導の報告書を作成して上司に報告しているものとする。

市当局は、申立人に2棟の違反建築物に関連した説明のない現場写真と森山氏の出張命令簿のみを開示し、重要な現場調査の報告書及びその現地調査のもとに行った現場指導の報告書については、故意に作成していないという虚偽の理由を主張しているのである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

平成13年10月3日に検査係長が鶴見区馬場に現場調査・現場指導のために出張していることが市内出張命令簿の記録から認められる。この現場調査・現場指導を検査係長に命令した業務理由を記載した文書が本件申立文書である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、市内出張命令簿のほか調査に関する行政文書は作成していないとしている。

イ 横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）第2条第1項には、出張命令簿に「出張先、出張する具体的理由又は出張用件、出張帰着月日等を記入して、決裁を受けなければならない」と規定されている。この規定に基づき、市内出張命令簿が作成されているものである。

ウ また、当審査会では、答申第364号において、横浜市職員服務規程（平成4年3月達第3号）第10条では、「職員は、出張終了後、上司に随行した場合を除くほか、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができる。」と規定されており、建築事務所では現場調査が日常的に行われていることから考えると、違反が認めら

れないときは「軽易な場合」とであると実施機関が判断し、報告書を作成していないという取扱いが不合理であるとは認められないと判断している。また、同答申は、復命書を作成しない場合であっても、上司に口頭による復命を行う際などに現場写真を用いることが考えられるため、現場写真を撮影したことが出張報告書の存在を示しているとは認められないと判断している。

エ 本件についても、平成13年10月3日の現場調査・現場指導については市内出張命令簿以外に調査を命令した業務理由を記載した文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、本件申立文書が存在していることを推認させる事情も認められない。

したがって、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に不合理な点を認めることはできない。

なお、当審査会としては、上述のように、本件申立文書が存在しないことは既に答申した案件から明らかであるにもかかわらず、同様の開示請求及び異議申立てが繰り返されていることは誠に遺憾とするところである。したがって、実施機関におかれては、当審査会が本件で問題とされている建築物の建築法規違反等の有無にかかわる判断をする職責及び権限のないことを申立人に十分に説明し、条例の趣旨に即した開示請求等をするよう十分に指導されることを切に要望するものである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年12月17日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年1月21日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年1月27日 (第55回第一部会) 平成17年1月28日 (第56回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年8月11日 (第66回第一部会)	・審議
平成17年8月25日 (第67回第一部会)	・審議
平成17年9月22日 (第69回第一部会)	・審議